

議案第 1 1 2 号

小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

人事院勧告及びこれに対する県内の他の地方公共団体の状況を踏まえ、本市職員の給料月額、通勤手当の支給上限額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるとともに、国家公務員の給与制度に準じて、勤勉手当基礎額の算定方法を変更するため改正する。

[内 容]

1 一般の職員に係る給与改定（改正条例第 1 条及び第 2 条関係）

(1) 給料月額の引上げ（別表第 1 及び別表第 2 関係）

人事院勧告で示された国家公務員の俸給表を基礎として、若年層を中心に給料月額を引き上げることとする。（平均改定率＋3.3 パーセント）

(2) 通勤手当の支給上限額の引上げ（第 1 0 条関係）

通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員に支給する通勤手当の支給上限額を次のように引き上げることとする。

改 正 後	改 正 前
3 8 , 7 0 0 円	3 1 , 6 0 0 円

(3) 期末手当の支給割合の引上げ（第 1 9 条関係）

期末手当の支給割合を次のように引き上げることとする。

区 分		現 行	令和 7 年度	令和 8 年度以降
再任用職員以外の職員	6 月 期	1 0 0 分の 1 2 5		1 0 0 分の 1 2 6 . 2 5
	1 2 月 期	1 0 0 分の 1 2 5	1 0 0 分の 1 2 7 . 5	1 0 0 分の 1 2 6 . 2 5
再任用職員	6 月 期	1 0 0 分の 7 0		1 0 0 分の 7 1 . 2 5
	1 2 月 期	1 0 0 分の 7 0	1 0 0 分の 7 2 . 5	1 0 0 分の 7 1 . 2 5

(4) 勤勉手当の支給割合の引上げ（第 2 0 条関係）

勤勉手当の支給割合を次のように引き上げることとする。

区 分	現 行	令和 7 年度	令和 8 年度以降
-----	-----	---------	-----------

再任用職員 以外の 職員	6 月 期	1 0 0 分の 1 0 5		1 0 0 分の 1 0 6 . 2 5
	1 2 月 期	1 0 0 分の 1 0 5	1 0 0 分の 1 0 7 . 5	1 0 0 分の 1 0 6 . 2 5
再任用職員	6 月 期	1 0 0 分の 5 0		1 0 0 分の 5 1 . 2 5
	1 2 月 期	1 0 0 分の 5 0	1 0 0 分の 5 2 . 5	1 0 0 分の 5 1 . 2 5

(5) 勤勉手当基礎額の算定方法の変更（第 2 0 条関係）

勤勉手当基礎額の算定方法を次のように変更することとする。

改 正 後	改 正 前
給料の月額及びこれに対する地域手当 の月額の合計	給料及び扶養手当の月額並びにこれら に対する地域手当の月額の合計

2 特定任期付職員に係る給与改定（改正条例第 3 条及び第 4 条関係）

(1) 給料月額の引上げ（第 7 条関係）

人事院勧告で示された国家公務員の特定任期付職員の俸給表に準じて、給料月額を引き上げることとする。

(2) 期末手当の支給割合の引上げ（第 8 条関係）

期末手当の支給割合を次のように引き上げることとする。

区 分	現 行	令和 7 年度	令和 8 年度以降
6 月 期	1 0 0 分の 9 5		1 0 0 分の 9 6 . 2 5
1 2 月 期	1 0 0 分の 9 5	1 0 0 分の 9 7 . 5	1 0 0 分の 9 6 . 2 5

(3) 勤勉手当の支給割合の引上げ（第 8 条関係）

勤勉手当の支給割合を次のように引き上げることとする。

区 分	現 行	令和 7 年度	令和 8 年度以降
6 月 期	1 0 0 分の 8 7 . 5		1 0 0 分の 8 8 . 7 5
1 2 月 期	1 0 0 分の 8 7 . 5	1 0 0 分の 9 0	1 0 0 分の 8 8 . 7 5

3 給与改定に伴う経過措置（改正条例附則第 3 項関係）

給与改定に伴う所要の経過措置を定めることとする。

4 小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（改正条例附則第 4 項関係）

1 (5)に伴う所要の規定の整備を行うこととする。(第15条関係)

[適用]

- 1 給料月額の上上げ、通勤手当の支給上限額の上上げ並びに令和7年度の支給に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合の上上げ

令和7年4月1日

- 2 令和8年度以降の支給に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定

令和8年4月1日

- 3 上記以外

公布の日